

生活保護は国民の権利です

HPに新設

厚労省のHPに新たに設けられたページ

生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずに申請してください。

※旧HPとは異なる新しい自治体の福祉事務所で申請してください。
※福祉事務所一覧 (PDF形式: 1066KB)

生活保護の申請について、よくある質問
詳しくは生活保護課までお問い合わせください。

- 生活保護の申請は、生活保護法に基づき、生活保護法第10条第1項に規定する要件を満たしている場合に申請できます。
- 生活保護の申請は、生活保護法に基づき、生活保護法第10条第1項に規定する要件を満たしている場合に申請できます。

厚労省よびかけ

「生活保護の申請は国民の権利です」。新型コロナウイルスの感染拡大の影響で年末年始に増加が懸念される生活困窮者の生活保護利用の促進に向けて、厚生労働省がホームページ(HP)でこう呼びかけています。

同省は22日に新たに設けた「生活保護を申請したい方へ」と題したページで、「生活保護の申請は国民の権利です」「生活保護を必

要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください」と明記。住むところがない人でも申請できます。「持ち家がある人でも申請できます」「必要な書類が揃っていないなくても申請は出来ま

す」などと紹介し、自治体の福祉事務所への相談を呼びかけています。

生活保護については、日本共産党の田村智子副委員長が6月の参院決算委員会

で、「コロナ禍のもとでも生活保護を申請させない『水際作戦』が多くの自治体でみられるとして、当時の安倍晋三首相に「生活保護はあなたの権利だ」と政府が国民に向けて広報するべきだ」と迫りました。安倍首相は「文化的な生活を送る権利があるので、ためらわず申請してほしい」と答弁。この答弁を踏まえて厚労省は夏以降、リーフレットにこの趣旨を追記し、生活保護の申請を呼びかけていました。

同省担当者は「その流れの中で今回のページでもそうした言葉を書かせていただいた」と話しています。